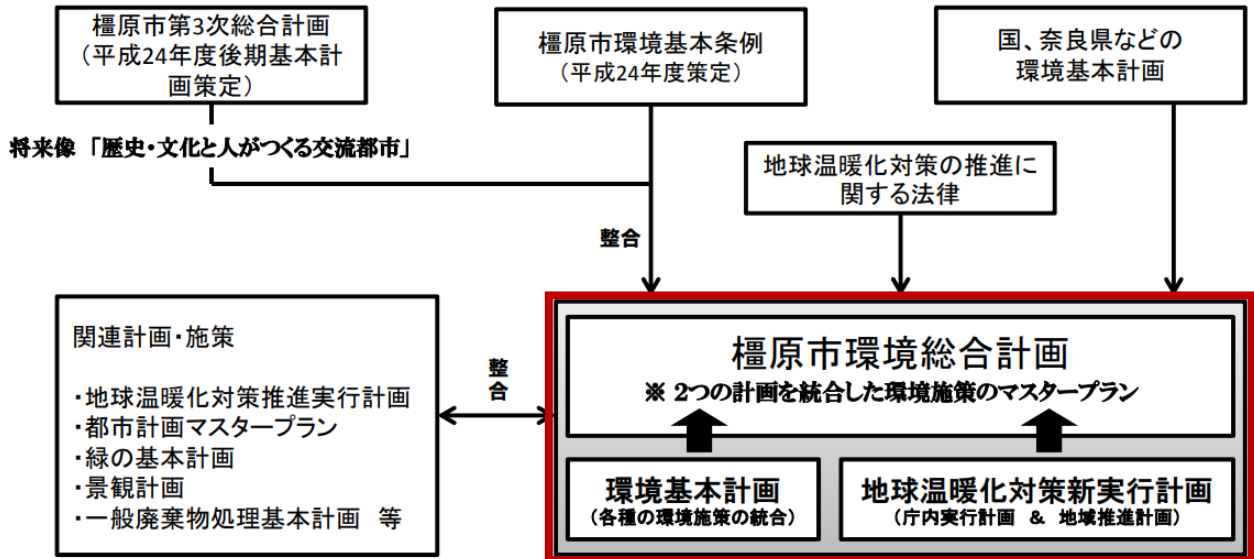


榎原市環境総合計画の改定について

1. 「榎原市環境総合計画」とは…

榎原市環境基本条例に基づき策定され、榎原市の環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、市の総合計画に示す将来像を実現するための環境面における最も基本となる計画です。



2. 計画の改定について

- **榎原市環境総合計画**は、榎原市環境基本条例（平成24年9月26日条例第21号）に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に策定され、令和元年度の見直し（重点項目の設定等）を経て、現在に至っています。
- 現行計画では、『豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”～未来に向けて絆で創る「環境にやさしいまち」をめざして～』を目指すべき将来像とし、平成25年度～令和4年度までの10年間に講じるべき方策を示しています。
- 令和4年度末で現行計画が終了するため、近年の社会情勢等の変化を踏まえながら、今後の榎原市の環境施策の更なる実効性の向上に向けて、令和5年3月の改定を予定しています。

3. 現計画策定以降の社会情勢

【国内外】

- 平成27年（2015年）9月に国連において、「**持続可能な開発のための2030年アジェンダ**」が採択され、途上国だけではなく先進国を含む全ての国に適用されるSDGs（持続可能な開発目標）が示されました。
- 平成27年（2015年）フランスのパリで開かれたCOP21（国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議）において、2020年代以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組み「**パリ協定**」が採択され、全ての国が参画する取組の推進や世界共通の長期目標として「2℃目標」の設定などが示されました。

- 国では、これらの状況を踏まえ、平成 29 年（2017 年）2 月 28 日に中央環境審議会に環境基本計画の改定を諮問し、平成 30 年（2018 年）4 月 17 日に、**第 5 次環境基本計画が閣議決定**されました。
- 令和 2 年（2020 年）10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、菅総理は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする **“2050 年カーボンニュートラル”**、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。
- 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律**」（改正地球温暖化対策推進法）が令和 3 年（2021 年）5 月 26 日に可決成立しました。
- COP21 で採択されたパリ協定などを踏まえ、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「**地球温暖化対策計画**」では、2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として 2050 年までの 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるもの。**2030 年度の排出量削減目標を 2013 年度比 46%削減へと見直すことを予定しています。**

【奈良県】

- 社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことができる持続可能な環境づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として、「**奈良県環境基本計画**」を位置付けています。
- 令和 3 年（2021 年）3 月に、以下の施策を柱とした「**奈良県環境基本計画（2021-2025）**」が策定されました。

I 森林環境の維持向上	II 健全な水環境の構築	III 景観の保全と創造
IV 脱炭素社会の構築	V 循環型社会の構築	VI 安全な生活環境の確保
VII 生物多様性の保全	VIII 人づくり・地域づくりの推進	

【橿原市】

- 令和 3 年（2021 年）3 月に、橿原市のまちづくりの基本的な方向と、各分野の行政経営の最上位となる指針として、「**橿原市第 4 次総合計画**」を策定しました。

（将来ビジョン） はじまりから未来へ、つながりきらめくまち かしはら

（政策の目標）

- ・ みんなが活躍し、個性輝くまち
- ・ みんなが健やかに、支え合って暮らせるまち
- ・ みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち
- ・ みんなが活力と魅力を生み、賑わいあふれるまち
- ・ 市民とともに「かしはら」をつくる信頼の行政経営

4. 現行計画の主な成果

環境指標	現況値	実績値	目標値
	(平成23年度)	(令和2年度)	
【1】環境について学び、保全活動を実践し、豊かな心を育むまち			
観察会や観察教室、イベント、出前講座等の開催回数（昆虫館）	53回	15 回	55回
温暖化対策啓発事業・市民講座の回数	14回	9 回	25回
昆虫館の利用者数	72,534人	49,608 人	75,000人
有料生涯学習施設（科学館、昆虫館）入館者数	113,896人	50,767 人	115,000人
生涯学習セミナーの参加率	47%	－ %	60%
【2】豊かな歴史文化と自然環境を守り育てるまち			
生物多様性の調査回数	6回	9 回	10回
特別史跡藤原宮跡の国有化	47.7ha	56 ha	54.9ha
史跡丸山古墳の公有化	61,050㎡	68,892 ㎡	73,946㎡
耕作放棄地面積の比率	4%	2.3 %	3%
今井町重要伝統的建造物群保存地区内修理・修景件数	271件	382 件	300件
今井まちなみ交流センター入館者数	38,042人	11,807 人	40,000人
今井町重要伝統的建造物群保存地区内街なみ環境整備事業進捗率	81%	87 %	97%
【3】健康で快適に、安全で安心して暮らせるやさしいまち			
大和川のBOD値の恒久的な環境基準（5mg/L以下）の達成	3mg/L	2.1 mg/L	5mg/L以下
下水道処理人口普及率	69%	79.4 %	75%
公共下水道（雨水）計画区域整備率	45.8%	86.6 %	86.5%
地域住民と維持管理協定を締結した公園数	162ヶ所	188 ヶ所	180ヶ所
市民1人あたりの都市公園等の面積	7㎡/人	9.5 ㎡/人	9㎡/人
景観が守られていると感じる市民の割合	38%	未確定 %	50%
コミュニティバスの利用者数	28,096人	24,318 人	30,000人
道路改良率	66%	75.9 %	70%
街路（今井地区）整備率	49%	100.00 %	100%
【4】循環の仕組みを備えた“もったいない”の心にあふれたまち			
一般家庭系ごみ収集量 （生ごみ、粗大・不燃ごみ）	26,925 t	25,493 t	24,762 t
資源物集回収収量	2,679 t	1,472 t	2,648 t
橿原市の一般廃棄物処理に係る資源化率	12.4% (2017年度)	12.04 %	15%以上 (2028年度)
リサイクル館かしはら入館者数	8,689人	4,626 人	9,800人
【5】低炭素社会の実現に向けた行動を実践するまち			
市域の温室効果ガス排出量	703千t-CO ₂ (2013年度)	542 千t-CO ₂	520千t-CO ₂ (2030年度)
市役所業務のうち事務系に係る温室効果ガス排出量	8,640t-CO ₂ (2013年度)	7,443 t-CO ₂	5,184t-CO ₂ 以下 (2030年度)
市役所業務のうち事業系に係る温室効果ガス排出量	20,285t-CO ₂ (2013年度)	17,571 t-CO ₂	15,822t-CO ₂ 以下 (2030年度)
廃棄物発電（売電）による社会に対する温室効果ガス削減効果	6,173t-CO ₂ (2013年度)	8,123 t-CO ₂	

5. 計画改定の視点

(1) 基本理念

- ・現行計画と同じく、橿原市環境基本条例第3条の基本理念を共有します。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在の市民が良好な環境を享受できるようにするとともに、当該良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを最大の目的として行われなければならない。

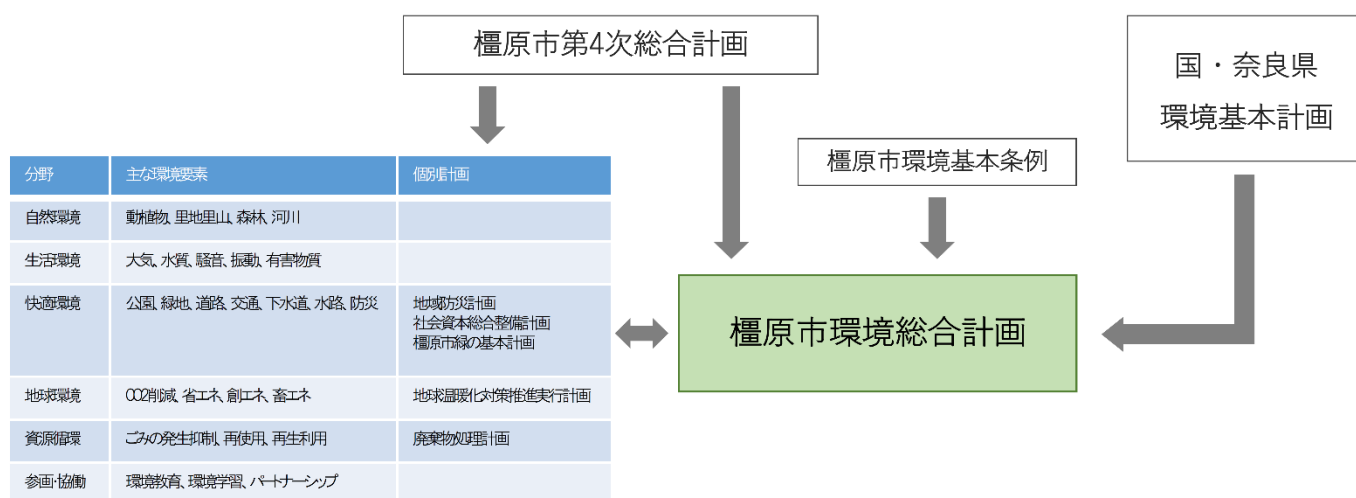
2 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、生物の多様性を損なうことなく、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民等及び事業者が自らの環境への負荷及び影響を自覚した上で、その役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。

4 地球環境の保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的、かつ、安心して安全な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(2) 計画の位置づけ

- ・現行計画の策定以降の新たな法令や上位計画の内容を反映します。
- ・各環境分野の個別計画との連携を図りつつ、本計画で大綱を示します。



(3) 計画の対象期間

- ・令和5年度（2023年度）～令和12年度（2030年度）とします。

6. 改定スケジュール（予定）

改定の流れ

・（事務局で案作成 → 片内確認・調整 → 審議会で審議・承認）… 繰り返し …

・ 温暖化対策地域協議会をアドバイザーとして位置づけ、事務局案を作成する際には積極的な意見交換を行う

・ 令和4年10月にパブリックコメントを実施し、最終案として取りまとめる

スケジュール

環境審議会

パブリックコメント

片内確認

温暖化対策地域協議会

令和3年度

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

令和4年度

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

①（スケジュール提示）

①

②

③

④

1.→2.

3.

4.

★